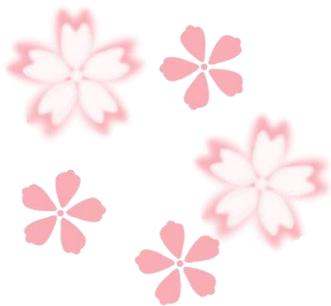


ざいりゅう しかく

在留資格とライフプラン

あんしん にほん

～安心して日本でくらすために～



2021年6月26日

かながわけんぎょうせいしよしかい こくさいぶ

神奈川県行政書士会国際部

がいこくせき こ ざいりゅうしかく しんろ しえん

外国籍の子どもの「在留資格&進路」支援チーム（子どもビザさぽ）

ぎょうせいしよし いわさき ゆうこ

行政書士 岩崎 裕子



は、なにをしますか？

ぎょうせい： ^{くやくしよ}区役所、^{しやくしよ}市役所、^{にゆうかん}入管、^{けいさつしよ}警察署などに、

しよし： ^{かいしゃ}会社や ^{ひと}人から ^{たのまれて}、
^{しよるい}書類をつくり、^{かわりにだす}かわりにだす ^{せんもんか}専門家 です。

- ^{べんごし}弁護士 → ^{さいばん}裁判
- ^{ぜいりし}税理士 → ^{ぜいきん}税金

^{ざいりゆうしかく}在留資格・^{こくせき}国籍



ざいりゅうしかく
在留資格のルール

ざいりゅうしかく
「かつどう」の在留資格

3

りゅうがく
留学
かぞくたいざい
家族滞在

しかくがいかつどうきよか
資格外活動許可をとれば、
しゅうじかん
週28時間までは
はたらくことができます。

とくていかつどう
特定活動
していしよ
※指定書



けいえい かんり (しゃちょう)
経営・管理(社長)
ぎじゆつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ
技術・人文知識・国際業務
きのう がいこくりょうり
技能(外国料理のクック)
とくてい きのう
特定技能
かいご かいごふくしし
介護(介護福祉士)

1

はたらくことができません

「かつどう」や「みぶん」
がかわったら、
ざいりゅうしかく
在留資格をかえます。



えいじゅうしゃ
永住者
にほんじん はいぐうしゃとう
日本人の配偶者等
ていじゅうしゃ
定住者
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう
永住者の配偶者等



2

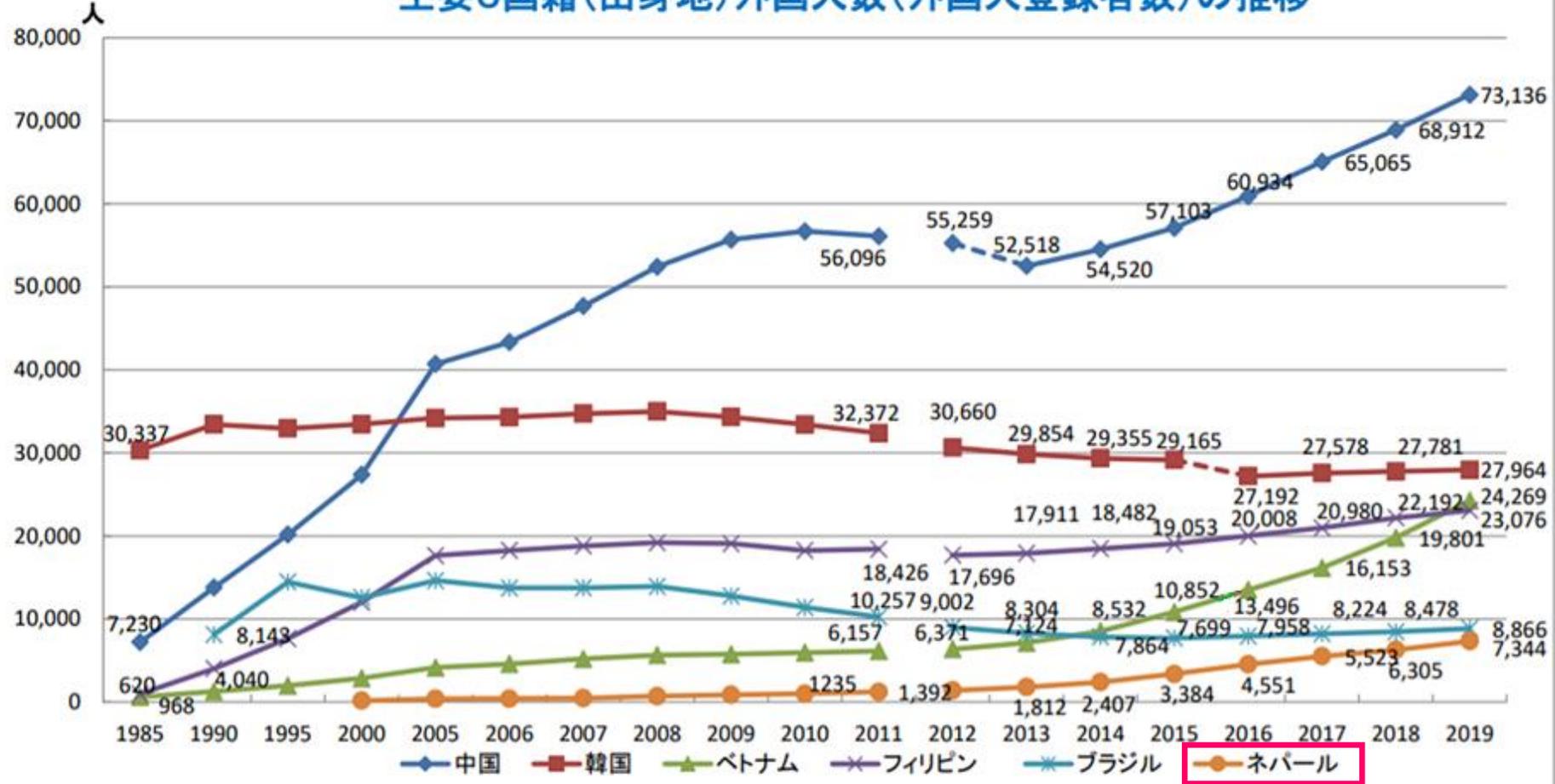
ざいりゅうしかく
「みぶん」の在留資格

3

神奈川県にすむネパール人

2010年～ 約6倍UP

主要6国籍(出身地)外国人数(外国人登録者数)の推移



173か国 228,275人 (横浜市 4,148人) **ネパール人 7,344人 (6番目におおい)** (横須賀市 234人)

ネパール人によくある在留資格（日本全体）

日本に住んでいる、ネパール人は、95,367人です。

どの在留資格がおおいでしょうか？

①	家族滞在	30,533	人	(32%)	} 87%
②	留学	24,821	人	(26%)	
③	技術・人文・国際	14,924	人	(16%)	
④	技能	12,515	人	(13%)	
⑤	永住者	5,033	人	(5%)	
⑥	特定活動その他	2,465	人	(3%)	
⑦	経営・管理	1,615	人		
⑧	特定住居者	885	人		
⑨	介護	112	人		
⑩	特定技能1号	49	人		



ライフプランと在留資格

ライフプラン

- 結婚したい・家族をよびたい・仕事をかえたい・子どもをうみたい
- 子どもの進学・就職・ビジネスを大きくする・家をかいきたい

+ ハプニングもある

- 離婚・病気・倒産・リストラ・帰国



「かつどう」・「みぶん」が、かわるときは、在留資格をかえる！



在留資格は日本での生活のベース（基礎）

安定したくらしをするために、
在留資格をただしく理解しよう！



ネパール人 ^{じん} よくある在留資格 ^{ざいりゅうしかく} その1

① 家族滞在 ^{かぞくたいざい}

「^{けいえい}経営・^{かんり}管理」・「^{ぎのう}技能」・「^{ぎじゆつ}技術・^{じんぶんちしき}人文知識・^{こくさいぎょうむ}国際業務」など

グループ①「^{かつどう}かつどう」の在留資格の人が、^{ふよう}扶養する「^{おっと}夫または^{つま}妻・^こ子」の ^{にちじょうてきな}日常的な「^{かつどう}かつどう」

※原則、^{げんそく}はたらくことはできない。「^{しかくがいかつどうきょか}資格外活動許可」をもらうと、
^{しゅう}週28時間まではたらくことができる。

※「^{かぞくたいざい}家族滞在」の子、「^こ技能実習」の子、などは、「^{かぞくたいざい}家族滞在」の在留資格 ^{ざいりゅうしかく}はもらえない。

※「^{かつどう}かつどう」の在留資格の人が帰ることになった、^{びょうき}病気になった、
^{りこん}離婚したとき、^{はいぐうしゃ}配偶者や^こ子どもは、^{ざいりゅうしかく}在留資格がなくなってしまう。

② 留学 ^{りゅうがく}

日本の学校（^{にほん}小学校・^{がっこう}中学校・^{しょうがっこう}中学校・^{ちゅうがっこう}高校・^{こうこう}高等専門学校・^{こうとうせんもんがっこう}日本語学校・^{にほんごがっこう}日本語学校・^{せんもんがっこう}専門学校・^{たんだい}短大・^{だいがく}大学・^{だいがくいん}大学院）にかよう「^{かつどう}かつどう」

※卒業したあと日本ではたらくときは、グループ①の在留資格にかえる。

※^{ていじせい}定時制・^{つうしんせい}通信制の学校にかようときは、「^{りゅうがく}留学」はもらえない。

ネパール人 よくある在留資格 その2

③ 技 術

• 人文知識

• 国際業務

単純作業は
みとめられない

日本にある会社と契約をして、

1. 専門的技術や知識がいる仕事
2. 外国人特有の感性がいる仕事

をする「かつどう」

例：システムエンジニア、設計、法務、会計、営業、通訳・翻訳 など

学 歴 ・ 大学、短大、専門学校卒業（海外の大学・短大もOK）

実務経験 ・ 10年以上の実務経験があること

※国際業務については、3年以上、実務経験があること

（翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引業務、デザイナー、商品開発等）

④ 技 能

熟練した技能（外国の料理のクック、パイロット、スポーツ

インストラクター）をする「かつどう」

クックは、本国で10年以上の実務経験があること

※本国の料理経験がない子どもは料理がうまくても「技能」の在留資格は

もらえない。日本で調理の専門学校にいきたいときは、卒業したあと、

調理の仕事 を することができる「在留資格」か、調べておくこと。

ネパール人 よくある在留資格 その3

⑤ 永住

2019年5月～
きびしく
なりました

- 「かつどう内容」や「期間」が自由。
- 原則10年以上すんでいること・在留期間が3年・5年あること。
 - 税金・保険・年金をきちんと払っていること（2年間おくれず払う）
 - 法律をまもっていること。収入・生計が安定していること、など。
- ※まず、自分の「保険・年金」を確認する。
- ※家族は、10年日本にいらなくても、一緒に申請できるときがある。
- ※家族滞在の人のアルバイト収入は、その家の収入にふくめない。
- ※アルバイトのしすぎ（週28時間）は、きびしくチェックされる。

⑥ 特定活動

- 50種類くらいあり、特別にみとめられる「かつどう」。Case by case
- ※パスポートの中に、かつどうについてかかれた「指定書」がある。
- 例・難民認定申請中の人 ・コロナで帰国ができない人
- 仕事を探している人 ・高齢の親をよぶとき
 - 「家族滞在」の子が日本の高校卒業後、就職するとき（中学・高校から来日）

ネパール人 よくある在留資格 その4

⑦ 経営・管理

にほん かいしゃ

日本で会社をつくり、ビジネスをおこなう「かつどう」

れい けいえい ぼうえきがいしゃ けいえい
例：レストランの経営、ハラール・貿易会社の経営

まんえんいじょう しほんきん ひつよう
500万円以上の資本金が必要

のうぜい かいしゃ ぜいきん こじん ぜいきん しょとくぜい じゅうみんぜい
※納税をすること。会社の税金、個人の税金（所得税・住民税）

かいしゃ しゃかいほけん けんこうほけん こうせいねんきん
※会社が社会保険（健康保険・厚生年金）に入ること。

かいしゃ けいえい うちあげだか りえき ざいりゅうしかく なが
※会社の経営（売上高、利益）がわるいと、在留資格が長くもらえない。

りゆうしょ じぎょうけいかく
※「理由書」「事業計画」をつくとよい。

⑧ 定住者

にほん ぶか ひと はいぐうしゃ こ
日本と深いつながりがある人の配偶者・子

ひと みせいねん みこん こ
②のグループの人の未成年で未婚の子

かぞくたいざい こ にほん こうこう そつぎょうご しゅうしょく しょうがっこう らいにち
※「家族滞在」の子が日本の高校卒業後、就職するとき（小学校から来日）

ていじゅうしゃ しごと ないよう じゆう てんしょく じゆう
※「定住者」は仕事の内容は自由。転職も自由にできる

ネパール人の家族の在留資格とライフプラン

ちち ぎのう ねん
父：「技能（3年）」

はは かぞくたいざい ねん
母：「家族滞在（3年）」

ねん
9年まえ
にほん
日本にきました



ねん
4年まえ、来日
にほん
日本にきました



こ かぞく たいざい ねん
子：「家族滞在（3年）」

ねん ちゅうがく ねんせい
4年まえ、中学 1年生のとき
にほん こうこう ねんせい
日本にきました。高校 1年生

あか
赤ちゃん



りゅうがく
いとこ：「留学」



せんもんがっこうせい
専門学校生

こうこう そつぎょう
ネパールの高校を卒業
して、にほん
ビジネスのせんもんがっこうせい
専門学校の生

父

Q1 ちがうレストランに「^{てんしょく}転職」したいです。

A1 カレーをつくるレストランならば、^{ざいりゅうしかく}在留資格はわかりません。コックの
^{しごと}仕事ができます。^{にゅうかん}入管に「^{かいしゃ}会社がかかりました」と^{ほうこく}報告します。「^{けいやくきかん}契約機関の
^{とどけて}届出 (NOTIFICATION OF THE CONTRACTING ORGANIZATION)」に、^{かいしゃ}やめた会社と、
あたらしい会社の^{かいしゃ}住所、^{じゅうしょ}名前、^{なまえ}転職の日を^{てんしょくひ}かきます。次の^{つき}在留資格の^{ざいりゅうしかく}更新の^{こうしん}とき
に、あたらしい会社の^{かいしゃ}資料を^{しりょう}つけて、^{こうしん}更新の^{もう}申し込みを^こします。



Q2 ^{はは}ネパールの母をよんで、^{いっしょ}いっしょにくらしたいです。

A2 ^{りょうしん}両親を^{にほん}日本によび、^{いっしょ}一緒にくらす^{ざいりゅうしかく}在留資格はありません。
でも、ネパールに^{かぞく}めんどろを^{ちち}みてる^{はは}家族がい^{さいいじょう}ない、父^{はは}または母^{さいいじょう}が75歳以上など
であれば、^{たんきたいざい}まず、^{にほん}「短期滞在」で日本によび^{とくていかつどう}「特定活動」の^{ざいりゅうしかく}在留資格に^{ざいりゅうしかく}申し込みできます。

Q3 ^{えいじゅう}はやく「永住」が^{いえ}ほしいです。家がほしいです。

A3 ^{えいじゅうしんせい}永住申請は、^{えいじゅうしんせい}とてもきびしくなりました。まず、^{しゃかいほけん}社会保険 (^{ほけん}保険・^{ねんきん}年金) について、
^{はい}どれに入っているか、^{しはら}きちんと^{かくにん}支払っているか^{かぞく}確認してください。家族を^{ふよう}たくさん^{ふよう}扶養して
^{じゅうみんぜい}いるときは、^き住民税に^{ひかせい}気をつけて^{あんてい}ください。非課税だと^{あんてい}安定して^{あんてい}くらしているといえ^{あんてい}ません。

社会保険 (健康保険)

みんなで保険料を支払います。ケガや病気のとときに、
自分がはらうお金が少なくなります (30パーセントはらいます)。

健康保険 本人 (被保険者)
被保険者証

氏名 □□ □□
生年月日 □□□□

事業所名 □□□□□□1-2

• 会社の健康保険

1週間に20時間以上、働いている人などは
会社の健康保険にはいります。

家族も健康保険にはいることができます。

毎月の保険料は 会社が半分はらいます。

国民健康保険 有効期限 00年00月00日
被保険者証

国民 保険

○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

• 国民健康保険

会社の健康保険にはいていない人、3か月より
長く日本にいる人がはいります。自分がすんでいる

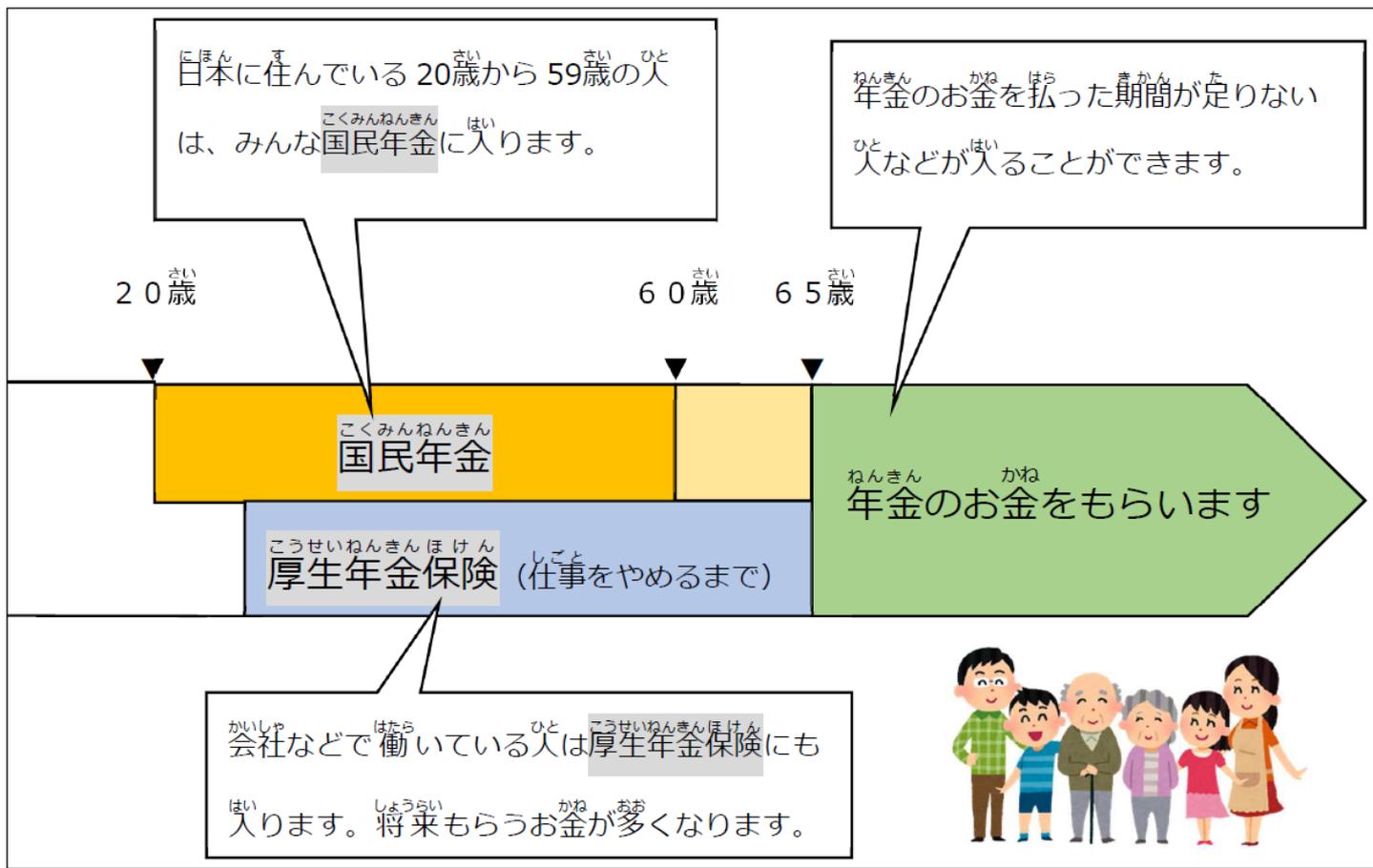
市役所で申し込みます。家族の数や所得に

より、保険料がきまります。

社会保険 (年金)

年金は、みんなからお金を集めて ① 年をとった人 ② 病気やけがで体などに
 障害が出た人 ③ 年金にはいっていた人が亡くなったとき 家族を助ける制度です。

ねんきん てちょう
 年金の手帳
 オレンジ or 青

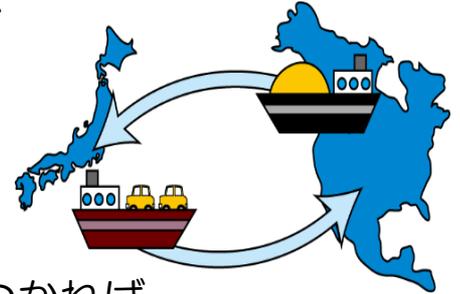


母

Q4 ^こ子どもが^{おお}大きくなったので、「^{せいしゃいん}正社員」になりたいです。

A4 「^{せいしゃいん}正社員」になるため（^{しゅう}週^{じかん}28時間以上は^{いじょう}たらく）には、「^{かつどう}かつどう」の^{ざいりゅうしかく}在留資格にかえられるか、^かかんがえ^まましよう。たとえば、

- ^{だいがく}ネパールで^{たんだい}大学・^{そつぎょう}短大を卒業しているとき
- ^{ねんいじょう}ネパールで^{こくさいぎょうむ}3年以上の^{ぼうえき}国際業務（^{かいしゃ}貿易の会社など）の^{じつむけいけん}実務経験があるとき



そして、^{まな}学んだことや^{じつむけいけん}実務経験がある仕事と同じ^{しごと}内容の^{おな}仕事^{ないよう}が^{しごと}みつければ、「^{ぎじゅつ}技術・^{じんぶんちしき}人文知識・^{こくさいぎょうむ}国際業務」の^{ざいりゅうしかく}在留資格にかえる^{もう}申し込み^こをすることができます。

Q5 ^{かんごし}ネパールでは^{ろうじん}看護師をしていました。老人ホームでは^たたら^ききたいです。

A5 ^{しゅう}週^{じかんいじょう}28時間以上、^{かいご}介護の仕事をするときは、「^{とくていぎのう}特定技能1号」や「^{かいご}介護」の^{ざいりゅうしかく}在留資格にかえます。^{とくていぎのう}特定技能1号は、^{ぎのうしけん}技能試験（①^{かいごぎのう}介護技能評価試験）^{にほんごしけん}日本語試験（②^{にほんご}日本語能力試験N4以上③^{かいご}介護^{にほんごひょうか}日本語評価試験）に^{ごうかく}合格しなければなりません。

「^{かいご}介護」は^{かいごふくししけん}介護福祉試験（^{こっかしけん}国家試験）に合格しなければなりません。

※【注意】^{ちゅうい}特定技能1号は、^{ねん}5年^{こうしん}まで（^{ざいりゅうしかく}更新できない）の在留資格です。

子

Q6 ^{ていじせいこうこう} 定時制高校を^{そつぎょう}卒業したら、はたらきたいです。



A6 「家族滞在」の在留資格の人は、^{しかくがい}「資格外活動許可」をもらって
^{しゅう}週28時間まで、^{じかん}はたらくことができます。でも、それでは、ずっとアルバイト
のまます。^{せいしゃいん}正社員になれません。^{おや}親とはなれて^す住むことも ^{みとめ}みとめられません。

^こ【子どもたちに、^しいいお知らせ】^{ねん}2020年^{がつ}3月、^{にゅうかん}入管のルールがかわりました。

※ 17歳までに日本にきて、“日本”の高校を“卒業”して、^{しごと}仕事が見つかったときは、
^{ざいりゅうしかく}在留資格を「^{ていじゅうしゃ}定住者」や「^{とくていかつどう}特定活動」にかえる^{もう}申し込みを^こすることができます。
^{しゅう}そうすれば、週に28時間以上、^{じかん}はたらくことができます。^{ていじせいこうこう}定時制高校も ^{ふくま}ふくまれます。

Q7 ^{とう}お父さんと^{おな}同じ^{しごと}コックの仕事をする^{しごと}ことができますか？

A7 はい。A6にあるように、^{ざいりゅうしかく}在留資格をかえる^{しごと}ことができたなら、^{しごと}コックの仕事をする^{しごと}ことができます。
(^{こうじょう}コンビニ、^{しごと}ファミレス、^{しごと}工場の仕事もOKです。)

また、^{かぞくたいざい}「家族滞在」のまます、^{せんもんがっこう}専門学校にかよう^{しごと}こともできます。そして、^{そつぎょうご}卒業後に^{しごと}仕事
^{ざいりゅうしかく}みつかったとき、^{もう}在留資格をかえる^こ申し込みを^{しごと}することができます。

いとこ

せんもんがっこう そつぎょう
Q8 専門学校を卒業したら、はたらきたいです。



A8 ビジネスの専門学校にかよっているので、勉強した内容と関係がある
しごと ぎじゆつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ ばあい
仕事でなければいけません。「技術・人文知識・国際業務」にかえる場合、
せんもんがっこう べんきょう ないよう (かもく) かんけい しごと
専門学校で、勉強した内容（科目）と関係がある仕事をみつけなければなりません。

※ただし、ネパールで大学・短大を卒業している人は、「技術・人文知識・国際業務」の
がくれきょうけん
学歴要件をみたすことになります。

しごと ないよう せんもんがっこう まな かんけい しごと
※仕事の内容は、専門学校で学んだことと関係がない 仕事でもいいです。

とくていぎのう ごう ともだち にほん
Q9 特定技能1号にかえた友達がいます。ずっと日本ではたけられますか？

せんもんがっこう そつぎょうせい ねん ちょうさ にほん しゅうしょく
A9 専門学校の卒業生のうち、2019年のJASSO調査では、日本で就職が39.2%

(11,889人)、進学が32.6%(9,890人)です。就職はすくないですね。

ねん がつ ひとでぶそく さんぎょう がいこく ろうどうりょく とくてい
2019年4月から、人手不足の14の産業に、外国から労働力をうけいれるための「特定

ぎのう ざいりゅうしかく にほんごがっこう せんもんがっこう がくせい にほん とくていぎのう
技能」という在留資格ができました。日本語学校・専門学校の学生も、日本で特定技能の

しけん ざいりゅうしかく
試験を受けて、在留資格をかえる人もいます。

ちゅうい とくていぎのう ごう ねん こうしん ざいりゅうしかく
※【注意】特定技能1号は、5年まで（更新できない）の在留資格です。

赤ちゃん



Q10 ^{にほん}日本で ^う生まれました。^{にほん}日本で ^{くら}したいと思います。

A10 ^{びょういん}病院で ^う生まれた ^{しょうめいしょ}証明書を ^{もら}ってください。

① ^{しやくしょ}市役所 ② ^{にゅうかん}入管 ③ ^{たいしかん}大使館 ^{てつづ}で、それぞれ ^{てつづ}手続きを ^しします。

① ^{にちいない}14日以内 ^{しゅっせいとどけ}に出生届を ^だします。【^{しやくしょ}市役所・^{くやくしょ}区役所】

^{じゅうみんひょう}住民票が ^{でき}て、^{じゅうみん}住民サービス：^{ほけん}保険・^{よぼうせつしゅ}予防接種、^こ子ども ^{てあて}手当などが ^{うけ}られます。

^{にちいない}※60日以内 ^{ざいりゅうしかく}に在留資格 ^{じゅうみんひょう}を ^{もら}わなければ、^{じゅうみんひょう}住民票が ^なくなります。

② ^こ子どもの ^{ざいりゅうしかく}在留資格【^{にゅうかん}入管】に ^{にちいない}30日以内 ^{もう}に、^こ申し込み ^すます。

^{しゅっしょうとどけじゅりしょうめいしょ}出生届受理証明書

• ^{ふぼ}父母の ^{しつもんしょ}質問書、^こ子どもの ^{りゅうしよ}パスポート（^{りゅうしよ}パスポートがないときは ^{りゅうしよ}理由書）

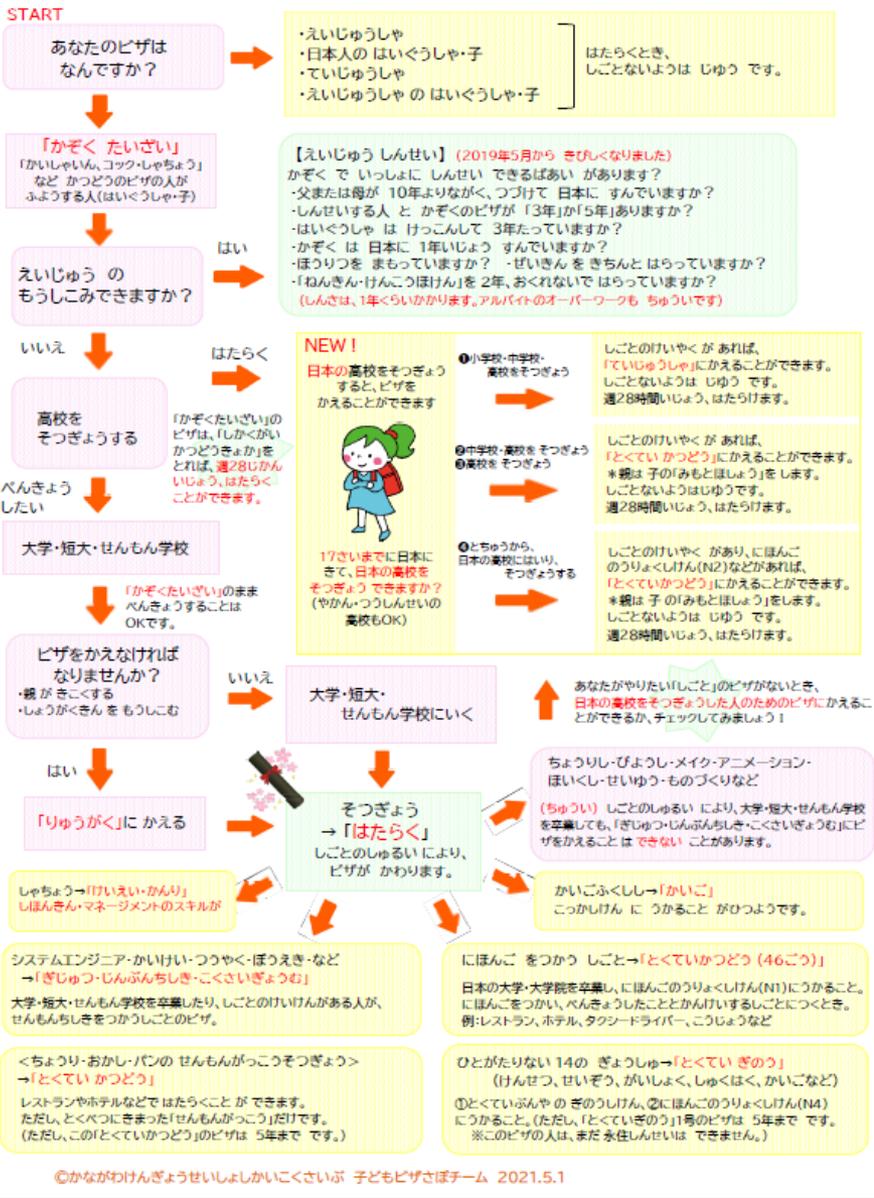
• ^{ふぼ}父母の ^{じゅうみんぜい}住民税の ^{かぜい}課税・^{のうぜい}納税証明書、^{しょうめいしょ}身元保証書など ^{みもとほしょうしょ}

③ ^こ子どもの ^{こくせき}国籍【^{たいしかん}大使館・^{りょうじかん}領事館】「いつまでに・何を ^{なに}する」は、^{くに}その国の ^{くに}ルールです。

• ^{ちち}ネパール父・^{はは}ネパール母 → ^{こくせき}子は ^{ちち}ネパール ^{こくせき}国籍（^{こくせき}父の ^{こくせき}国籍を ^つ継ぐルール）

• ^{にほん}日本の ^{たいしかん}ネパール大使館で ^{しんせい}パスポート ^{しんせい}申請 ^{ほんごく}をする。 ^{しゅっしょう}ネパール ^{とうろく}本国で ^{とうろく}出生登録 ^{とうろく}をする。

がいこくじんの 子どものビザ・フローチャート



子どもフローチャート

こどもには、いろいろな道があります。

はやめに、かんがえてください。

- 日本の高校にいくことができるか
- 高校卒業したら
 - はたらく・大学・専門学校にいく
- どのような勉強・仕事をしたいか
- 両親は将来どうしたいか



おわりに（アドバイス）

① 安定したつづけられる在留資格を！～Sustainable Status of Residence～

- 家族のライフプランをかんがえましょう。そして、在留資格がどうなるか、なにをしておけばよいか、かんがえてください。
- 「子ども」の在留資格は、はやめに話しあってください。
- 入管は書類をみて判断します。何か問題があるときは、理由をいかいたり、説明することも大切です。税金や保険料の未払い・滞納は気をつけてください。
- 入管にだす書類は、コピーをとっておくほうがよいです。

② 「永住」は、準備が大切です。

- まず、税金の支払いや社会保険（保険・年金）の状況を確認してください。

③ 相談できる人・ネットワークをつくりましょう。

- 神奈川県行政書士会には、5か国語の無料電話相談があります。週3回、月・水・金の午後です。ぜひ、相談してください。

